

鳥取県合同輸血療法委員会の活動概要

- 1 目的 医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図るとともに血液製剤の適正使用を図ることにより適正・安全な輸血療法を行う。
- 2 設置時期 平成24年12月
- 3 構成委員数 9名
- 4 これまでの活動
 - (1) 委員会の開催
毎年1回、輸血療法委員会相互の情報交換を図るとともに、翌年度の事業計画について協議。
 - (2) 医療機関向け研修会の開催
委員会の開催に合わせて、血液製剤の適正使用に資する医療機関向けの研修会を開催。

【第1回】平成24年12月16日
「安全で適正な輸血医療を目指して」
(岡山県赤十字血液センター所長 池田 和真 氏)

【第2回】平成25年7月27日
「輸血関連急性肺障害 (TRALI) の現状、病態と対応」
(日本赤十字社中央血液研究所 研究開発部長 岡崎 仁 氏)

【第3回】平成26年7月5日
「不規則抗体陽性例の現状、病態と対応について」
(日本赤十字社中四国ブロック血液センター 事業部
学術情報課長 門田 広 氏)
 - (3) 輸血療法実施に関するアンケート調査の実施 (平成25年度)
県内の医療機関を対象に、輸血用血液製剤の使用状況、管理体制、輸血検査の実施状況等についてのアンケート調査を実施。

鳥取県合同輸血療法委員会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図るとともに血液製剤の適正使用を図ることにより適正・安全な輸血療法を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 本会は次に掲げるものによって構成する。

1. 別紙の医療機関の輸血療法に関する委員会の責任者等で当該機関の長から推薦のあった者
2. 鳥取県赤十字血液センター所長
3. 鳥取県福祉保健部健康医療局長
4. 学識経験者
5. その他必要と認められる者

(名称)

第3条 本会名称は、「鳥取県合同輸血療法委員会」とする。

(役員)

第4条 本会役員として委員長、副委員長を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を収集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故のある時は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の在任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

(開催回数)

第6条 本会は年1回以上開催する。

(活動内容)

第7条 本会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 適正な輸血療法に関すること
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進するために必要な事項

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課及び鳥取県赤十字血液センター学術・品質情報課に事務局を置く。

(各医療圏の会議)

第9条 各福祉保健局及び福祉保健事務所は、輸血療法の情報交換、血液製剤の適正使用等に必要と認めるときは、医療機関等の協力を求めて会議を招集し、必要な協議をおこなうことができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し別に定める。

附 則 この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別紙

圏 域	医 療 機 関
東 部	鳥取県立中央病院
東 部	鳥取市立病院
東 部	鳥取赤十字病院
中 部	鳥取県立厚生病院
西 部	鳥取大学医学部附属病院
西 部	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
西 部	独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院